

佐市出納第43号
令和2年2月14日

佐賀市議会
議長 川原田 裕明 様

佐賀市長 秀島 敏行



「平成30年度決算議案に対する附帯決議」に係る対処方針等の
報告について（送付）

令和元年10月4日付け佐市議第137号で依頼のありました「平成30年度決算議案に対する附帯決議」に係る対処方針等につきまして、別紙のとおり報告書を提出いたします。

「平成30年度決算議案に対する附帯決議」

に対する対処方針等報告書目次

委員会名	事業名	担当課	ページ
総務委員会	成長可能性都市分析事業	企画政策課	1
	メディア広報事務経費	秘書課	3
文教福祉委員会	介護予防経費	高齢福祉課	4
	放課後児童クラブ事業の充実	子育て総務課	6
経済産業委員会	有害鳥獣駆除対策事業	農業振興課	8
建設環境委員会	バイオマス産業都市構築推進経費	バイオマス産業推進課	10
	徴古館を活かしたまちづくり推進事業	都市デザイン課	11

「第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	総務委員会
事業名	成長可能性都市分析事業
担当課	企画政策課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
<p>(1) 同様の分析を行う際は、市でできること、できないことの住み分けを明確にし、安易に全ての業務を委託しないこと。</p>	<p>(1) 本事業については、野村総合研究所が作成した「成長可能性都市ランキング」の調査結果を活用しており、本ランキングの調査項目、分析のノウハウは、野村総合研究所の知的財産権であるため、業務委託を行う必要があった。</p> <p>今後、調査分析などを委託する際は、その業務の専門性や委託の必要性、委託することでの効果などを精査し、総合的に判断していきたい。</p>
<p>(2) 業務を委託する場合は、庁内での横断的な協議を行い、各部署で蓄積されたノウハウ等が活用できないか十分に検討すること。</p>	<p>(2) 本事業については、野村総合研究所が行った調査結果を分析しており、これまでそのような全国規模による比較分析業務は実施しておらず、庁内で同様のデータは保有していなかった。また、経営戦略会議や総合計画策定本部会議など庁内で分析内容についての情報を共有し、他部署からの意見も踏まえながら進めるように努めていた。</p> <p>今後、業務委託の際には、類似の調査が行われていないか、各部署のデータやノウハウで活用できるものがないか等を確認した上で必要な業務委託を行ってきたい。</p>
<p>(3) 分析結果の有効活用に努めるとともに、費用対効</p>	<p>(3) 今回の分析結果については、今年度実施している第2次総合計画の中間見直しや、総合戦略の改定に反映</p>

果について精査すること。

させていきたい。併せて、分析により明らかになった本市の強みや弱みを踏まえた施策を展開し、効果的・効率的な事業立案につなげていくこととしており、その中で効果が見込めるものと認識している。

「第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	総務委員会
事業名	メディア広報事務経費
担当課	秘書課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
<p>(1) インターネットの普及などの社会情勢を常に把握し、現状に即した広報のあり方を研究すること。</p>	<p>(1) 国が行っている「通信利用動向調査」等の統計結果を参考に、メディアの利用状況等を把握していく。また、これまで主流だったテレビ等の利用時間が減少する一方、インターネットの利用時間は増加し、その傾向は続くと予想されるため、日本最大級のニュースアプリと連携し佐賀市の市政情報の提供を始めた。今後も、インターネットを活用した広報を強化する等、社会情勢を注視しながら、現状に即した広報のあり方の研究をさらに進めていく。</p>
<p>(2) マスメディアの活用については、これまでのやり方を踏襲するだけではなく、より効果的な広報戦略を展開すること。</p>	<p>(2) マスメディアの活用については、各メディアの特性等を考慮しながら、広報する内容や形態等を検討し、より効果的な広報に努めていく。また、自治体広報には「情報が届きにくい市民（情報弱者）」へも滞りなく情報を伝えることが求められるため、多様なメディアやツールを活用し、常により効果的な広報を検討・実施していく。</p>

「第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	文教福祉委員会
事業名	介護予防経費
担当課	高齢福祉課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
<p>(1) 介護予防教室事業の周知方法を工夫し、参加者の増加を図ること。また、事業の効果を検証し、今後の施策に反映させること。</p>	<p>(1) 介護予防教室事業については、市報、ホームページ、情報誌、自治会回覧、職員やおたっしや本舗による講座等の様々な手段や機会を用いて周知し、対象となる高齢者に情報が届くよう努めていく。</p> <p>事業の効果については、今後も、体力測定や認知機能検査などにより効果を検証するとともに、参加者へ取り組みの結果をフィードバックすることにより、参加者のモチベーションの維持に努めていく。</p> <p>今後も、より効果的な事業になるよう、実施方法や利用対象者など事業の見直しも行っていく。</p>
<p>(2) 介護予防教室事業の委託業者の選定に当たっては、公平性及び透明性を確保するため、入札やプロポーザルなどの手法も検討すること。</p>	<p>(2) 介護予防教室事業の委託業者の選定については、法令や規則に従い、適切な手続きに基づき行っている。</p> <p>今後とも、委託業者の選定については、公平性及び透明性を確保するために、入札によることを原則としながら、他の業者の実施状況等の情報を収集し、比較検討のうえ適切に行う。</p>
<p>(3) 介護予防・生活支援サービス事業については、おたっしや本舗等の関係機関に対象要件を十分に周知し、参加者の増加を図るこ</p>	<p>(3) 介護予防・生活支援サービス事業については、利用対象者の要件を拡大するなどの見直しを行う。</p> <p>また、おたっしや本舗や事業者などに対しサービスの説明会を開催し、利用対象者像や本サービス利用による身体機能の改善等の効果について周知し、サービ</p>

と。

ス利用者の増加に繋げていく。

「第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	文教福祉委員会
事業名	放課後児童クラブ事業の充実
担当課	子育て総務課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
<p>(1) 現在の待機児童数に加え、小学4年生から6年生までの利用希望者数を早急に調査し、放課後児童クラブに対するニーズの全体像を把握するとともに、今後の施設の整備方針や確保すべき指導員数に反映させること。</p>	<p>(1) 現在、令和2年度からの第2期「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」において、小学校6年生までの利用者数を推計し、確保の方策を策定中である。</p> <p>令和2年度から5年間の放課後児童クラブの利用者数は、各小学校の今後5年間の児童数の推計値を基に、これまでの放課後児童クラブの利用実績や女性の就業率の推計値から小学3年生までの利用者数を小学校ごとに推計している。</p> <p>小学4年生以上については、この小学3年生の推計値に平成31年1月に実施した4年生と5年生の保護者を対象としたアンケート結果から、4年生以上になっても放課後児童クラブの利用を希望される方の継続率を乗じて推計している。</p> <p>今後、この計画に基づき、「施設の確保」と「指導員の確保」を行い、放課後児童クラブの充実に努めていく。</p>
<p>(2) 指導員については、さらなる賃金の増額及び勤務時間弾力化などの処遇改善を図るとともに、学童保育の理念を含め、指導員の立場、業務内容等、求職者</p>	<p>(2) 放課後児童クラブに従事する指導員は、嘱託職員、日日雇用職員、登録制の有償ボランティアの3形態があるが、令和2年度からは、会計年度任用職員制度が導入され、放課後児童クラブの指導員も、現在の職種から、会計年度任用職員制度へ移行する。</p> <p>移行後は、正規職員の給料に準じて報酬が支給され</p>

へのアプローチを工夫するなど、人員の確保に努めること。

(3) 指導員の負担を軽減するために、指導員、学校、保護者及び市が協議、調整できる場を設置し、関係者間で十分なコミュニケーションをとることができる環境を整えること。

ることになり、一定の条件を満たせば、期末手当や通勤手当などの手当が支給できることとなるなど処遇改善が図れると考えている。

求職者へのアプローチについては、市報やハローワークだけでなく、民間の求人広告にも掲載し目に触れる機会を増やし、また民間情報誌に、指導員の日々の活動状況や指導員の声を掲載することにより、引き続き人員の確保に努めていく。

(3) 放課後児童クラブでの児童の預かりの中では、気になる児童への対応や怪我などのトラブルの対応など、指導員は児童や保護者への適切な対応を行うにあたり、肉体的、精神的にも負担が伴っている。

市としては、これらの負担を軽減するために、気になる児童への対応については、必要に応じて人員を加配して対応している。また、巡回指導員が事前に保護者や児童と面会しクラブでの対応を協議するとともに、定期的に各クラブを訪問し、対応のアドバイスを行っている。

また、必要に応じて学校とも情報共有や対応を協議し、事案によっては市が調整を行い保護者も交えた話し合いの場を持つなど、児童と保護者が安心して放課後児童クラブで生活できるよう取り計らっている。

今後もクラブと学校が連携しやすくなるように学校へ周知を継続していくとともに、より一層、巡回指導員や職員によるクラブの訪問を行い、クラブの困りごとなどについて十分協議し、指導員の負担の軽減を図っていく。

「第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	経済産業委員会
事業名	有害鳥獣駆除対策事業
担当課	農業振興課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
<p>(1) 農家の所得向上と経営安定を図り、農家を存続させるためにも、有害鳥獣対策に十分な予算を確保し、強力に押し進めること。</p> <p>(2) ワイヤーマッシュ柵の設置については、現物給付に加え、設置作業費及び修繕費を含めて補助するよう検討すること。</p> <p>(3) 有害鳥獣対策の推進に向けて、対策課もしくは対策チームなどの専門部署の設置を検討し、積極的な情報収集を行い、鳥獣の生態や駆除後の加工品等の調査、研究に努めること。</p>	<p>(1) 有害鳥獣の個体数の削減に向けて集中的な駆除を実施することとし、カラスを始めとする鳥類の駆除活動の充実を図るとともに、イノシシ・アライグマの駆除期間の延長を継続していく。</p> <p>(2) 設置作業費の補助については、これまで設置された地区との公平性を担保できず、困難と考えている。 また、維持管理に係る修繕費については、引き続き中山間地域等直接支払交付金の活用をお願いしたい。 なお、新たに国庫補助の対象となる侵入防止柵の再編整備事業を活用するとともに、国庫補助要件に該当せず、未整備となっている箇所に対しては、県への要望や新たな支援策の検討を行っていく。</p> <p>(3) 有害鳥獣対策は、横断的な協力体制を講じる必要があることから、庁内に対策チームを設置し、外部の専門家による鳥獣の生態等への助言を頂きながら、効果的・効率的に連携した対策を講じていきたい。</p>

(4) 農業被害の抑制に向けて、他部署や佐賀県及び関係機関との連携を強化し、横断的な協力体制を確立すること。

(4) 庁内の有害鳥獣対策チームを中心として、佐賀市鳥獣害対策協議会、佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会、佐賀城公園周辺におけるカラス・サギ対策推進会議などの場において佐賀県や関係機関との更なる連携を図っていく。

「第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	建設環境委員会
事業名	バイオマス産業都市構築推進経費
担当課	バイオマス産業推進課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
<p>(1) 観光関連施設への誘導にとらわれることなく、清掃工場と下水浄化センターを組み合わせた終日型の視察や、視察者のニーズ調査などによる目的に沿った多様性のある視察を提案すること。</p> <p>(2) 本市はバイオマス産業分野における先進地であり、今後も視察者の増加が見込まれることから、関連部署、観光協会及び関連企業等との連携を強化し、市内での宿泊、飲食及び特産品の消費拡大を図ること。</p>	<p>(1) これまでも、清掃工場と下水浄化センターを組み合わせた終日型の視察やバイオマス関連企業の視察も加えた提案を行ってきたが、清掃工場周辺には新たな産業が集積しつつあるため、当該企業の受け入れ状況や、新たな視察先となりうるバイオマス関連企業等に関する情報収集を重ねることで、滞留時間や多様性など、ニーズを意識した提案に繋げていく。</p> <p>(2) 視察開始時刻や終了時刻を調整することで宿泊が必要となるような設定や、複数施設の視察希望時には、昼食を途中で挟む時間設定を行うなど、間接的に市域での消費拡大に繋がるような提案を行ってきたが、経済部や農林水産部等の関連部署や、観光協会や民間旅行会社等と連携して、市域での更なる消費拡大に向けた企画等に関する研究を行っていく。</p>

「第56号議案 平成30年度佐賀市一般会計歳入歳出決算に対する附帯決議」
に対する対処方針等報告書

委員会名	建設環境委員会
事業名	徴古館を活かしたまちづくり推進事業
担当課	都市デザイン課

議会の意見・提言等	左記の意見・提言等に対する対処方針等
<p>(1) 委託事業の金額及び内容の精査を行うとともに、歴史的財産である徴古館と連携したまちづくりを推進するために事業の目的に沿った所管部署の見直しを行うこと。</p>	<p>(1) 徴古館を活かしたまちづくり推進事業による展示イベント等の実施及び文献調査等の委託については、これまでの事業内容について再検討を行うとともに、鍋島報効会との基本協定に基づき、徴古館が所有する貴重な歴史的・文化的資産を市全体でより効果的に活かせるよう関係部署と調整を図り、所管部署の見直しを行いたい。</p>